

| | |
|-------------------|------|
| 社保審一介護給付費分科会 | |
| 第256回 (R8. 4. 27) | 資料 1 |

| | |
|----------------------|------|
| 介護給付費分科会一介護事業経営調査委員会 | |
| 第44回 (R8. 4. 8) | 資料 1 |

令和8年度介護従事者処遇状況等調査の 実施について(案)

令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について（案）

令和8年度介護従事者処遇状況等調査については、以下の基本的な考え方に沿って調査を行ってはどうか。

1. 調査の目的

本調査は、介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査時期及び公表時期

(1) 調査時期

令和8年7月（参考：令和6年度調査の調査時期は令和6年10月）

(2) 公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における調査結果の公表時期は、令和8年11月頃を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

（参考：令和6年度調査の公表時期は令和7年3月）

3. 調査対象及び抽出方法・抽出率

(1) 調査対象

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、訪問介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに当該施設・事業所に在籍する介護従事者等

(2) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

(3) 抽出率

別表参照

令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について（案）

4. 調査項目

（1）施設・事業所票

給与等の状況、介護職員等処遇改善加算の届出等の状況、給与等の引き上げ以外の処遇改善状況、令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請状況 等

（2）従事者票

性別、年齢、職種、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、基本給の額、手当の額、一時金の額 等
（令和7年7月及び令和8年7月の給与額等を調査）

5. 調査項目等の変更について

- 令和8年度調査では、令和8年度から介護職員等処遇改善加算の対象となった介護サービスのうち、訪問看護事業所及び訪問リハビリテーション事業所を調査対象に追加する（居宅介護支援事業所は従来から調査対象となっている）。
- また、令和8年度介護報酬改定において、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分が設けられたことを踏まえた調査項目の見直しを行う。
- さらに、ベースアップによる賃金改善額の状況を把握するための調査項目や、令和7年度補正予算で措置した「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」による賃金改善の状況を把握するための調査項目を追加する。
- これらのほか、令和6年度調査内容から、調査年度の修正、表現の適正化等の軽微な変更を行う。

令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について（案）

6. 回収率及び有効回答率の確保策

(1) 既存情報の活用

全ての請求事業所がデータ化されている「介護保険総合データベース」を引き続き活用することにより、全国の施設・事業所情報を把握できることに加え、直近の活動状況を確認でき、休廃止した施設・事業所への調査票の配布を減らすことが可能となる。

(2) オンライン調査の促進

調査票の記入や提出の負担を軽減するため、紙の調査票による調査に加えて、調査専用ホームページを利用したオンライン調査を引き続き実施し、その積極的な活用を推奨する。

(3) 一括送付の仕組み

法人本部が関与することで回収率や記載の正確性が向上すると考えられることから、令和6年度介護従事者処遇状況等調査より、希望する法人については、法人本部に対して調査対象となった施設・事業所名の伝達や調査票の一括送付を行っており、今回の調査においてもこの仕組みを引き続き活用する。

(4) その他

調査票発送時にアンケートを同封し、回答にあたって困難を感じている点等を把握することや、調査票の督促時に未回答の理由を把握することにより、次回の調査に向けて調査手法等の改善を検討する。

<参考：介護従事者処遇状況等調査の有効回答率>

令和6年度調査の有効回答率：59.3%

令和4年度調査の有効回答率：59.4%

令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について（案）（比較①）

| | 令和6年度調査 | 令和8年度調査 |
|------------|--|---|
| 調査対象施設・事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○訪問介護 ○通所介護(地域密着型を含む) ○通所リハビリテーション ○特定施設入居者生活介護 ○居宅介護支援 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 | <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○訪問介護 <u>○訪問看護</u> <u>○訪問リハビリテーション</u> ○通所介護(地域密着型を含む) ○通所リハビリテーション ○特定施設入居者生活介護 ○居宅介護支援 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 |
| 調査対象者 | <p>調査対象施設・事業所に在籍する以下の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護職員 ○看護職員 ○生活相談員・支援相談員 ○理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・機能訓練指導員 ○介護支援専門員 ○事務職員 ○調理員 ○管理栄養士・栄養士 | 同左 |
| 調査の方法等 | 令和5年と令和6年ともに在籍している者について、各年の9月の給与等を調査 | 令和7年と令和8年ともに在籍している者について、各年の7月の給与等を調査 |
| 給与等の状況 | 給与等の状況、引き上げの状況、手当の引き上げ・新設、引き上げの理由・要件、引き上げを行わなかった理由、令和6年度の賃上げ促進税制の適用見込みを調査 | 給与等の状況、引き上げの状況、手当の引き上げ・新設、引き上げの理由・要件、引き上げを行わなかった理由、令和7年度の賃上げ促進税制の適用状況を調査 |

(注) 赤字下線箇所が前回の定期調査からの変更点

令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について（案）（比較②）

| | 令和6年度調査 | 令和8年度調査 |
|----------------------------------|--|--|
| 介護職員等処遇改善加算の届出等の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○介護職員等処遇改善加算の届出状況 ○加算を配分した職員の範囲 ○賃金改善の実施方法 ○加算(Ⅱ)、(Ⅲ)の届出を行わない理由 ○「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の内容等 ○令和6年度のベースアップによる賃金の増加率 ○令和7年度への加算額の繰越 ○介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由 | <ul style="list-style-type: none"> ○介護職員等処遇改善加算の届出状況 ○加算を配分した職員の範囲 ○賃金改善の実施方法 ○加算(Ⅰ)ロ又は(Ⅱ)ロを算定できた理由 ○加算(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ、(Ⅲ)の届出を行わない理由 ○「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の内容等 ○令和8年度のベースアップによる賃金改善額(項目削除) ○介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由 |
| 令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請状況 | 二 | <ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請状況 ○当該事業により交付された補助金の総額 ○賃金改善に充てた金額と対象人数 ○賃金改善の実施方法と実施時期 ○職場環境改善に充てた金額 ○賃金改善に充てた金額を配分した職員の範囲 ○当該事業の申請を行わない理由 |
| 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況 | <p>入職促進に向けた取組、資質の向上やキャリアアップに向けた支援、両立支援・多様な働き方の推進、腰痛を含む心身の健康管理、生産性向上のための業務改善の取組、やりがい・働きがいの醸成について、取組状況を調査</p> | 同左 |
| 従事者の状況 | <p>性別、年齢、職種、勤続開始日、勤務形態、職位、実労働時間・日数、資格の取得状況、決まって支給する給与、一時金</p> | 同左 |

(注) 赤字下線箇所が前回の定期調査からの変更点

(別表) 令和8年度介護従事者処遇状況等調査の抽出率

【施設・事業所票】

| | 施設・事業所数 | 令和6年度調査 | 令和8年度調査 |
|--------------------|---------------|---------|-------------|
| 介護老人福祉施設 | 8,566 | 1/4 | 1/4 |
| 介護老人保健施設 | 4,114 | 1/4 | 1/4 |
| 介護医療院 | 928 | 1/1 | 1/1 |
| 訪問介護 | 35,466 | 1/20 | 1/20 |
| <u>訪問看護</u> | <u>17,430</u> | - | <u>1/10</u> |
| <u>訪問リハビリテーション</u> | <u>5,749</u> | - | <u>1/5</u> |
| 通所介護（地域密着型通所介護を含む） | 42,352 | 1/20 | 1/20 |
| 通所リハビリテーション | 7,700 | 1/5 | 1/5 |
| 特定施設入居者生活介護 | 6,070 | 1/5 | 1/5 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 5,291 | 1/4 | 1/4 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 14,198 | 1/10 | 1/10 |
| 居宅介護支援 | 35,752 | 1/20 | 1/20 |

※施設・事業所数は「介護給付費等実態統計（令和7年10月審査分）」による請求事業所数

※本調査は、政府統計の一般統計調査である。総務大臣の承認を受ける審査の過程等で抽出率等調査事項について変動があり得る

(別表) 令和8年度介護従事者処遇状況等調査の抽出率

【従事者票】

| | 介護職員 | 訪問 介護員 | サービス 提供 責任者 | 看護 職員 | 生活相談 員・支援相 談員 | PT・O T・ST 又は 機能訓練 指導員 | 介護支援専 門員 | 栄養士・ 管理栄養士 | 調理員 | 事務 職員 |
|------------------------|----------|-----------|-------------------|------------|---------------------|-----------------------------------|-------------|---------------|----------|------------|
| 介護老人福祉施設 | 1/5 | - | - | 1/2 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/2 |
| 介護老人保健施設 | 1/5 | - | - | 1/4 | 1/1 | 1/2 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/2 |
| 介護医療院 | 1/2 | - | - | 1/4 | - | 1/2 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/2 |
| 訪問介護 | - | 1/4 | 1/1 | - | - | - | - | - | - | 1/1 |
| <u>訪問看護</u> | <u>-</u> | <u>-</u> | <u>-</u> | <u>1/2</u> | <u>-</u> | <u>1/1</u> | <u>-</u> | <u>-</u> | <u>-</u> | <u>1/1</u> |
| <u>訪問リハビリテーション</u> | <u>-</u> | <u>-</u> | <u>-</u> | <u>-</u> | <u>-</u> | <u>1/1</u> | <u>-</u> | <u>-</u> | <u>-</u> | <u>1/1</u> |
| 通所介護 (地域密着型通所介護を含む) | 1/2 | - | - | 1/1 | 1/1 | 1/1 | - | 1/1 | 1/1 | 1/1 |
| 通所リハビリテーション | 1/2 | - | - | 1/1 | - | 1/1 | - | 1/1 | 1/1 | 1/1 |
| 特定施設入居者生活介護 | 1/5 | - | - | 1/2 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/2 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 1/2 | - | - | 1/1 | - | - | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 1/2 | - | - | 1/1 | - | - | 1/1 | - | - | 1/1 |
| 居宅介護支援 | - | - | - | - | - | - | 1/2 | - | - | 1/1 |